

営農継続緊急支援事業（営農再開支援__園芸）

■事業内容

令和8年8月29日からの大雨により被災を受けた農業者に対し、

営農再開に必要な経費を支援

①再播種・再定植にかかる経費（種苗、肥料・農薬等）

②追加防除・施肥にかかる経費

※同一圃場においては①または②のどちらか1つのみ

■事業実施期間 令和9年3月31日まで

■採択要件

- ・被災により**30%以上の収穫量の減少**が見込まれると市町が認めた圃場（被災状況がわかる写真必須）
- ・被災した圃場において、面積を減じずに営農を再開・継続すること
- ・園芸の販売農家であること
- ・対象経費の購入日および内容がわかる資料（納品書、請求書等）を用意する

※被災前に購入したものは対象外

■申請経路



お問い合わせ先 市町・農林総合事務所・嶺南振興局